

令和8年1月

# 臨時會議事録

備北地区消防組合

令和8年1月29日備北地区消防組合議会臨時会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 青山 学	2 番 堀内 富夫	3 番 堀井慎一郎
4 番 前田 智永	5 番 國利 知史	6 番 吉川 遂也
7 番 片岡 宏文	8 番 竹田 恵	9 番 細美 克浩
10 番 山田真一郎	11 番 藤岡 一弘	12 番 増田 誠宏
13 番 藤井憲一郎	14 番 五島 誠 (副議長)	
15 番 弓掛 元	16 番 保実 治 (議長)	

以上16名

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

管理者 福岡 誠志	副管理者 八谷 恭介	副管理者 細美 健
三次市長 山本 修司	庄原市長 茶木 篤紀	三次市副市長
消防長 中岡 紳	総務課長 真丸 行成	予防課長 常島 竜治
警防課長 前田 拓哉	通信指令課長 永井 勝明	三次署長 亀山 勝
庄原署長 山田 真司	東城署長 大前 安史	三次市建設部 都市建築課長 熊谷 宏惣
三次市建設部 都市建築課 建築指導係長	三次市建設部 都市建築課 建築指導係専門員	

以上14名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 児玉 智宏	総務課庶務係長 橋本 政彦
総務課経理係長 山本 陽広	

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
第1		会期の決定について

第 2	報告第 1 号	専決処分の報告について（損害倍書の額を定めることについて）
第 3	議案第 1 号	備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 4	議案第 2 号	備北地区消防組合事務所の位置を定める条例を廃止する条例（案）
第 5	議案第 3 号	備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）
第 6	議案第 4 号	工事請負契約の一部変更について

5 議事の状況は、次のとおりである。

午後 2 時00分 開会

○議長（保実治君） 本日の議会の出席議員数は16名であります。

ただいまから令和8年備北地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の臨時会は、撮影、録音、録画を許可しております。

直ちに本日の会議に入ります。

本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は弓掛議員及び前田議員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

それでは、次の日程に入ります前に福岡管理者から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 福岡管理者。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 皆さん、こんにちは。

令和8年1月備北地区消防組合臨時議会を開催しましたところ、議員各位におかれましては公私ともお忙しいところ、御出席、御参集いただきましてありがとうございます。また、当組合の運営につきまして、議員各位には御理解と御協力をいただき、円滑な業務を進めさせていただくことができいております。改めて御礼を申し上げる次第であります。

さて、現在行っています消防組合本部三次消防署新庁舎建設工事につきまして、本年3月の完成に向けて工事はおおむね順調に進捗しています。工事を進める中で判明した設計あるいは施工内容の調整が必要となり、当初契約の一部を変更するものを上程しております。本契約の変更につきましては、庁舎の機能性や

安全性を確保して将来にわたり安定した消防行政サービスを提供するために必要な措置であるというふうに考えています。

今後も、住民の皆様のご期待に沿うべく、防災・減災を常に意識し、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくご要望申し上げたいというふうに思います。

以上で私の挨拶に代えさせていただきます。

○議長（保実治君） 日程第2，報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） 御上程をいただきました報告第1号損害賠償額の決定について御説明を申し上げます。

本件は、令和7年11月26日、三次市粟屋町で発生した救助事案において、三次消防署の救助工作車が救助活動終了後、現場から撤収するために車両を転回した際、関係者宅の敷地内にありました合併処理浄化槽の蓋に乗り上げ、蓋と受枠を破損させたものであります。相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

今後、このような事故がないよう再発防止に努めてまいります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっている報告は、先例により、質疑のみといたします。

日程第3，議案第1号備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市长（細美健君）　ただいま御上程になりました議案第1号備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組合消防本部及び三次消防署の新庁舎移転に伴い、条例で定める位置の改正を行おうとするものであります。その改正内容は、備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例第3条に定める消防本部の位置及び第4条に定める消防署の位置を、現在の三次市十日市中3丁目1番21号から移転先である三次市十日市町10168番地1に変更しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君）　質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君）　異議なしと認めます。

よって、議案第1号備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）は原案のとおり可決をいたしました。

日程第4、議案第2号備北地区消防組合事務所の位置を定める条例を廃止する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市长（細美健君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君）　細美副管理者。

○副管理者三次市副市长（細美健君）　ただいま御上程になりました議案第2号備北地区消防組合事務所の位置を定める条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

一部事務組合の事務所の位置につきましては、地方自治法第287条第1項第4号の規定により組合規約において定めることとされており、当組合におきましても備北地区消防組合規約第4条においてその位置を適切に定めているところでございます。

一方、当組合には、地方自治法第4条の規定に基づく備北地区消防組合事務所の位置を定める条例が併存しております。組合事務所の位置は先ほどのとおり、規約により決定すべき事項でありますので、根拠規定の重複を解消し、法的な整理を図ろうとするものであります。

なお、消防組織法の規定に基づき条例で定めることとされております消防本部及び消防署の位置につきましては、先ほど第1号議案で御説明いたしました備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例により定めており、本条例を廃止することにより、消防運営上の支障はございません。

以上のことから、法体系の整合性を確保するための整理として本条例を廃止しようとするものであります。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号備北地区消防組合事務所の位置を定める条例を廃止する条例（案）については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第3号 備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、総務省消防庁に設置された可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会における検討結果としまして、対象火気設備等に従来のサウナ設備より小型の放熱設備を使用する簡易サウナ設備が加えられたこと、火災予防条例（例）において、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進が明記されたことなどから改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔11番 藤岡一弘君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

こちらの条例改正に当たりましては、令和7年11月12日に消防庁予防課のほうから通知があった内容かというふうに理解をしておりますが、まず備北地域において簡易サウナと一般のサウナの今回の条例改正に当たって、備北地域においても様々なサウナ施設がございますが、どのような影響があるのか、1点目お聞きしたいと思います。

また、2点目ですが、こちらの簡易サウナと一般サウナのところで定義づけがしてありますが、簡易サウナについて、例えばバレル型サウナとまた一般サウナを同じ施設内で設置している場合はどのようにして取り扱うのか。簡易サウナとして取り扱うのか、一般型サウナとして取り扱うのか、どちらなのかお聞きしたいと思います。

〔予防課長（常島竜治君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 常島予防課長。

○予防課長（常島竜治君） 先ほどの質疑について御回答いたします。

条例改正においてどのような影響があるかということですが、簡易サウナ設備というのは近年のサウナブームによって、先ほども説明があったように消費

熱量が小さい簡易的なサウナが普及化していることから、今まで従来のサウナ設備よりももっと簡易的で簡素的にやるために簡易サウナということで設備が設けられました。現在は、テント型サウナ及びバレル型サウナを簡易型サウナとしております。そのほかでありますけども、コンテナ式、例えば小屋型木製サウナ、灯油、ガス、木質ペレットを熱源としたサウナは完全燃焼が行われていないため、一般のサウナ設備として取扱います。

2点目の簡易サウナ設備と一般サウナ設備が一緒になる場合ですけども、位置、場所によって異なります。簡易サウナ設備は、主に屋外での火気の使用がない、危なくないところで設置になるようになっております。そこが大きな違いというところで御理解いただければと思います。

○議長（保実治君） それでは、これにて質疑を終結いたします。  
討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第4号の工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事に係る建築主体工事において、株式会社加藤組と締結しております工事請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、組合議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を12億5,620万円から12億9,568万8,900円に変更しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 全体の部分で御説明いただいたのですが、約4,000万円近くの変更ということで、何がどの程度変更されるのか。どのような部分に変更されて、どの金額が変更しているか、少し説明をお願いします。

〔三次市建設部都市建築課長（熊谷宏惣君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 熊谷課長。

○三次市建設部都市建築課長（熊谷宏惣君） 失礼します。

今回の契約変更の内容ですが、主に工事着手後に判明したものの、関係機関との協議により仕様変更したものの、資材価格や労働単価の変動、機能の向上に必要な追加設備による変更でございます。

主な変更内容につきましては、該当部分における地山の面整土ではありませんが、まずは土の置き換えやそれに伴う残土処分などの土木工事関連が約4,500万円の増額、屋上目隠しの範囲の見直しで約1,100万円の減額、床や天井仕上げの変更で約400万円の減額、スライド協議に基づく変更で約1,700万円の増額であり、その他の変更を含めてトータル3,948万8,900円の増額となっております。

以上です。

○議長（保実治君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決いたしました。

以上で本臨時議会に提出された付議事件は終了いたしました。

これにて令和8年備北地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後2時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年1月29日

備北地区消防組合 議会 議長 保実 治

議事録署名者 弓掛 元

議事録署名者 前田 智永